『宇治拾遺物語』の歴史批評―第六一段の編述-

井 浪 真 吾

一 はじめに

考の中で次のように述べている。 (1) 兼久(兼方)、向通俊卿許、悪口事」(目録題、以下同)をめぐる論兼久(兼方)、向通俊卿許、悪口事」(目録題、以下同)をめぐる論

第一○話を面白がるには一寸した予備知識が必要である。実名の人物が登場する話のすべてに該当する事であるが、この

氏はその一端を次のように説く。
第一○段は、『後拾遺集』入集を期待して撰者藤原通俊のもとを第一○段は、『後拾遺集』入集を期待して撰者藤原通俊のもとを

いったのが通俊である。

(中略)

兼方の諷刺した

「花」の中に

通俊がおのれの姿を見なかったとしたら、彼はよほど鈍感な人

寺、院の時代の記憶が濃厚にただよっていたであろう大寺院の眼にした花ではない。場所は後三条院の勅願寺たる洛西の円宗けり花こそものは思はざりけれ」)、ある年、ある場所でふとけり花こそものは思はざりけれ」)、ある年、ある場所でふと兼方が歌ったのは(稿者補「こぞ見しに色もかはらず咲きに

とすると、兼方の歌った情景は、ほかならぬ通俊の眼には、諒闇の期間がまだ明けぬ頃である。庭である。そして、時は院の崩御の翌年の春、つまり延久六年、

て、いわば、後三条院の早い退場によってめざましく浮上して譲位後半年にして世を去られた。その継承者白河院の側近とし識見の高さなどをうたわれる天皇だが、在位わずかに約四年、高、故人後三条院はいうまでもなく白河院の父君である。そのとして映ったのではないか、という空想が可能である。とすると、兼方の歌った情景は、ほかならぬ通俊の眼には、とすると、兼方の歌った情景は、ほかならぬ通俊の眼には、

— 33 —

物という事になる。(中略)

美学的にではなく政治的に、けちをつけざるをえない。ず、ほめるわけにはいかなかったはずである。彼は、いわば、いずれにせよ、通俊はその立場上、この歌の巧拙にかかわら

三木氏論考は次のように結ばれている。

の解明は、想像以上に厄介のようである。

の解明は、想像以上に厄介のようである。

の解明は、想像以上に厄介のようである。

の解明は、想像以上に厄介のようである。

に開こうとしているのか。そうした考察を通じてこの作品の歴史批背後に仕組み、いかなる「面白」味を提供し、どのような眼を読者事」。『宇治拾遺』は本話題をめぐってどんな「予備知識」を語りの品世界の解明」を試みる。取り上げるのは第六一段「業遠朝臣蘇生品世界の解明」を試みる。取り上げるのは第六一段「業遠朝臣蘇生品世界の解明」を試みる。取り上げるのは第六一段「業遠朝臣蘇生品世界の解画がらはにわか

評のあり方にせまってみたい

| 道長愛顧憐憫の物語り

『宇治拾遺』第六一段の本文は次の通りである。

死人、忽に蘇生して、要事をいひて後、又、目を閉てけりとか。脱寺の観修僧正を召して、業遠が家にむかひ給て、加持する間、にれも今は昔、業遠朝臣、死る時、御堂の入道殿、仰られけ

・日本の本のでは、
 ・日本の本のでは、
 ・日本の本のでは、
 ・日本の一つとして収載されている。
 ・日本の一のとは、
 ・日本の一のとは、
 ・日本の一のとは、
 ・日本の一のとは、
 ・日本の一のとは、
 ・日本の一のとは、
 ・日本には、
 ・日本の一のとは、
 ・日本には、
 ・日本の一のとは、
 ・日本には、
 ・日本には、
 ・日本の一のとは、
 ・日本には、
 ・日本には、
 ・日本の一のとは、
 ・日本には、
 ・日本には、
 ・日本の一のとは、
 ・日本には、
 ・日本の一のとは、
 ・日本には、
 ・日本の一のとは、
 ・日本には、
 ・日本の一のとは、
 ・日本には、
 ・日本の一のとは、
 ・日本には、
 ・日本には、
 ・日本の一のとは、
 ・日本には、
 ・日本にはは、
 ・日本には、
 ・日本には、
 ・日本には、
 ・日本にはは、

遠朝臣」を主語としてその蘇生遺言の逸事を一文で語る。この構文一方、『宇治拾遺』は「業遠朝臣蘇生事」を目録題とする。本段は「業

台の前面」(業遠蘇生遺言の物語り)を正確にトレースしたのがこに従い、「観修」ではなく「業遠」に焦点を合わせ、言わば本話題の「舞

した予備知識」を史料に窺い、それを手掛かりにいささかの「憶測」とが確認できる。では、この「実名の人物が登場する話」はその始とが確認できる。では、この「実名の人物が登場する話」はその始とが確認できる。では、この「実名の人物が登場する話」はその始とが確認できる。では、この「実名の人物が登場する話」はその始とが確認できる。では、この「実名の人物が登場する話」はその始とが確認できる。では、こうして、本話題をめぐっては「観修」「業遠朝臣」のいずれにこうして、本話題をめぐっては「観修」「業遠朝臣」のいずれに

を加えて検討する

先ずは「業遠朝臣」。高階業遠(九六五~一○)に関しては、『御生時日記』に「三十講。提婆品日也。仍有捧物事。有酒肴。業遠朝堂関白記』に「三十講。提婆品日也。仍有捧物事。有酒肴。業遠朝堂関白記』に「三十講。提婆品日也。仍有捧物事。有酒肴。業遠朝堂関白記』に「三十講。提婆品日也。仍有捧物事。有酒肴。業遠朝堂関白記』に「三十講。提婆品日也。仍有捧物事。有酒肴。業遠朝堂関白記』に「三十講。提婆品日也。仍有捧物事。有酒肴。業遠朝堂関白記』に「三十講。提婆品日也。仍有捧物事。有酒肴。業遠朝堂関白記』に「三十講。提婆品日也。仍有捧物事。有酒肴。業遠朝堂関白記』に「三十講。提婆品日也。仍有捧物事。有酒肴。業遠朝堂以表述「美術」と述べており、「三十講」といる。

は

『続本朝往生伝』1(一条天皇)に「有験之僧」の一人として名

観修僧正

(天台寺門派、

大僧正、

九四五~一〇〇八)

る出来事の"本当らしさ"を感取させるもののごとくである。

との厚誼にはこれまた並々ならぬものがあった。『栄花物語』巻第との厚誼にはこれまた並々ならぬものがあった。『栄花物語』巻第との厚誼にはこれまた並々ならぬものがあった。『栄花物語』巻第との厚誼にはこれまた並々ならぬものがあった。『栄花物語』巻第さいら毒蛇の潜む一瓜を選別した逸事も取り上げられて「許多瓜信任を得て道長の昇進を祈った話題(。) 道長に命ぜられて「許多瓜信任を得て道長の昇進を祈った話題(。) 道長に命ぜられて「許多瓜信任を得て道長の昇進を祈った話題(。) 直長に命ぜられている。また、道長自身、臨終間際の観修を自らの病を押して直々に見舞った、道長の厚誼には、近長の病を押して直々に見舞った、道長の厚誼には、近くのである。

菟道稚郎子、 同道についても、他ならぬ観修の召喚は、道長の業遠への憐憫の情 情 応しく、道長の信任に応える観修の加持霊験として、 ティーフである蘇生遺言譚であり、 ある典型的な蘇生加持譚、『日本書紀』巻第一一仁徳天皇条の太子 の『続本朝往生伝』1(一条天皇)における院源・ 慶円話題にも の深さを確かめさせるはずである。 顧」の道長像と重なり、「不便の事なり」もこれに由来する憐憫 題中の道長の発言、「いひをくべき事あらむかし」は生前の業遠「愛 こうした人間関係を「予備知識」としてもつ者にとっては、 (「不便」 = 不憫)の発露として聞かれるのであろう。 『日本霊異記』下巻第30縁の老僧観規以来の伝統的 いずれも「有験之僧」 加えて、その観修の奉仕も、 一話に語られ 加持僧

かさ」「道長の部下に対する心やさしい配慮」の評を本章段に与えを考えさせる。『宇治拾遺』の諸注が「業遠と道長との関係の細やを考えさせる。『宇治拾遺』の諸注が「業遠と道長との関係の細や憐憫の物語りと理解させる。それは、本話題が当初、そうした衆人憐憫の物語りと理解させる。それは、本話題が当初、そうした衆人

三 「高倉殿」の物語り

ているのも故なしとしない

釈然としない。」――『宇治拾遺』の編述主体もそうした享受者(『古あろう。「業遠の思いには何かわけがあろうが、その内容不明のため、らだろう。 けれども、蘇生遺言譚は遺言を主題とするのが常である。 でらだろう。 けれども、蘇生遺言譚は遺言を主題とするのが常である。 ちだろう。 けれども、蘇生遺言譚は遺言を主題とするのが常である。 ちだろう。 けれども、蘇生遺言譚は遺言を主題とするのが常である。 ちだろう。 けれども、蘇生遺言譚は遺言を主題とするのが常である。 本語題は、こうして道長をめぐる物語りである。 業遠にかかわる本話題は、こうして道長をめぐる物語りである。 業遠にかかわる本話題は、こうして道長をめぐる物語りである。 業遠にかかわる

殿」に想到する者もいたであろう。なぜなら、そこはもともと「業道殿」(同「入道殿」)、「業遠が家」(同「業遠之宅」)から、「高倉の「業遠朝臣死る時」(『古事談』「業遠朝臣卒去之時」)、「御堂の入「要事」とは何か。この問いに引き寄せられた者の内には、話中

事談』読者)の一人だったとおぼしい

うに記されている。

前章段第六〇段「進命婦清水寺詣事」の末尾に周到に編み込んでい一人。それは、この「予備知識」への回路、すなわち「糸」を、直の摂関家に伝領されていたのだから。『字治拾遺』編述主体もその遠宅」であって、業遠の死後に道長家の所有に帰し、息頼通以降代々

るところに確かめられる。

四条宮、三井の覚園座主を生みたてまつれりとぞ。 其後、この女房、宇治殿に思はれ参らせて、はたして京極大殿

一○三九)『左経記』長和五年(一○一六)三月二三日条に次のよ類通邸たる「高倉殿」を読みに賦活させる仕掛けでもあったのである。ところで、道長が業遠邸を取得する経緯は源経頼(九七六〜ところで、道長が業遠邸を取得する経緯は源経頼(九七六〜ところで、道長が業遠邸を取得する経緯は源経頼(九七六〜ところで、道長が業遠邸を取得する経緯は源経頼(九七六〜ところで、道長が業遠邸を取得する経緯は源経頼(九七六〜ところで、道長が業遠邸を取得する経緯は源経頼(九七六〜を)が、こに出る「字繁栄の由来を語る話題として語りを構成するとはよりである。

| 渡給也。但饗饌用意等、参御共。即帰参内。(傍線、稿者、以下同)|| 遠朝臣出御内宅。件宅彼後家転左府已畢。而依為吉日、今度始二十三日、丁卯、参内。(中略)及暗帰参内。左府令渡給故業

とあり、また、『栄花物語』(巻第一二「たまのむらぎく」)長和五二〇日条には「皇太后宮(稿者補、彰子)遷御権大納言頼通卿高倉第。」もっとも、これより先、『日本紀略』長和三年(一〇一四)三月

者補、頼通)に奉りたりしにぞ、まづ渡らせたまひぬる」と語られこの枇杷殿いと近き所に、東宮亮業遠といひし人の家、大将殿(稿年一〇月二日の枇杷殿焼亡の件りにも、「宮の御前(稿者補、姸子)も、

『左経記』長和五年三月二三日条に記された「件宅彼後家転左府已畢。 后娍子の申し出を承けて御読経の場所を同邸に移すなどしている。 を自在に利用しており、没後の長和四年(一〇一五)にも、皇数日に及ぶ滞在など、業遠の存命中から土御門第に近接した「業遠かならぬ点が残る。しかし、一方、道長は寛弘五年(一〇八)のかならぬ点が残る。しかし、一方、道長は寛弘五年(一〇八)のかならぬ点が残る。

係に決着が付いたことをいうのであろう。 「佐後家」による「左府」への「転」(委譲)をもって所有関で、「彼後家」による「左府」への「転」(委譲)をもって所有関の依為吉日、今度始渡給也。」は、こうした御堂家による利用が続いた経記』長和五年三月二三日条に記された「件宅彼後家転左府已畢。

貌する。

りということになる。それはほかならぬ業遠の蘇生遺言、愛顧報恩による高倉第委譲の由縁、ひいては「高倉殿」の由来を語った物語遠が家」=「高倉殿」の文脈にしたがって読めば、長和五年の後家段の「宇治殿」をもって説話排列に「糸」として埋め込まれた「業さて、このように見てくると、『宇治拾遺』第六一段は、第六○

の遺志によることだった、というわけである。

四 道長像の変貌――暴露の語り

は維持されない。

「は維持されない。

「道長をめぐる業遠愛顧憐憫の物語り、が、そこではおそらく当初の「道長をめぐる業遠愛顧憐憫の物語り、の問いが生み出した物語りが本話題の理解に何を引き起こすかだ遺言の物語りとして語り直している。問題は、そうした「要事」へこうして『宇治拾遺』は、本話題を「業遠が家」委譲の「要事」

ここに道長像は業遠愛顧憐憫の人から業遠宅横領掠奪の徒へと変悠の召喚は、道長の業遠への憐憫の情に出るものではなく、御堂家修の召喚は、道長の業遠への憐憫の情に出るものではなく、御堂家ので、観修はこれに荷担したということではないのか。ので、観修はこれに荷担したということではないのか。おらに観いての発話ではなかったか。『さらに観いての発話ではなかったか。』ということではないのか。

との確執の中で愁訴を受けた事件で、為元の訴えは認められ、業敏のこと、業遠息男の長門守高階業敏が国人「鑄錢司判官土師為元」だったであろう。それは業遠没後の寛仁二年(一〇一八)の十二月だったであろう。それは業遠没後の寛仁二年(一〇一八)の十二月変貌する道長像。しかし、この道長像は次のようなエピソードを変貌する道長像。

右記』の実資は次のように解却の背景を窺い、驚きを表明している は公卿定も法家勘申も無いままに解却された。 (七日条)。 これについて、『小

故業遠朝臣子、 遞成大乱。 件為元、 是大殿 而無被定是非、 業遠者大殿無雙者也。 (稿者補、 道長) 偏依為元申所被解却、 毎年献上牛者也。 死後被解却子官、 如何。 国司與為元 万人有 業敏者

所言歟

のは 生前奉仕の業遠の邸宅について、没後にその委譲を後家に迫り、 顧みず、現今の佞者に左袒して遺児業敏の国司解却に及ぶ道長像は、 長の業遠愛顧の証しとして引いた「業遠者大殿無雙者也。」に続く 毎年牛を献上する為元の肩をもって審理を差し止める道長。 「死後被解却子官、万人有所言歟。」だった。亡父業遠の功を 先に道 以

て自家の門地拡張を図る道長像と相貌が重なる。

る人物への視界を開く。そしてそれこそが、「要事」への問いから「高 と響き合いつつ「万人有所言歟」 に留まり、 かめられない。 実資の言う「万人有所言歟」が現実のものとなったかどうかは確 が語りなした「要事」の物語りもまた、 道長の酷薄な実像を伝えるものとなったであろう。『宇 しかし、 この一件はそうした声とともに人々の記憶 の声を誘い、 実資と同様に道長な かかる記憶や伝承

係をめぐる「予備知識」を背景に、信任厚い観修の召喚を語って道

見たとおり、

観修加持の話題は、

倉殿」に想到し、そこへの回路 の企図するところであった、とおぼしい。 (「糸」) を編述に仕組む『字治拾遺』

るのは業遠・観修の没年に関わる齟齬、というより、原話以来のそ 日の寂(『元亨釈書』巻第四。六十四歳)。したがって観修は業遠蘇 『権記』 の齟齬の踏襲である。業遠は寛弘七年(一〇一〇)四月十日の卒去 編述主体の暴くのは道長の欲望ばかりではない。そのことを窺わせ んで暴く。道長をめぐる欲望の物語り、へと話題性の転換を図るが、 をめぐる業遠愛顧憐憫の物語り』から「要事」追究への回路を仕組 ところで、『字治拾遺』はこうして「要事」に言及しない 同日条。 四十六歳)。観修は寛弘五年(一〇〇八) 七月八 "道長

それは「要事」を要件としない本譚原話に潜められた語りの欲望へ この齟齬もまた「糸」を手繰る糸口として残されたのだとすれば、 拠資料 かの誤伝または仮托」とする。 生加持の任を果たすことができない。 の視界を開く仕掛けと評すべきであろう。 前提に「要事」の物語りを構成する『宇治拾遺』 に見えぬ「糸」」を仕組み、取り上げてきた「予備知識」の数々を この齟齬は『古事談』『真言伝』の同話にもあり、 (『古事談』) に残されたこの齟齬を見逃すかどうか。もし しかし、 「舞台の前面からはにわ の編述主体が、 諸注は 「何ら か

る心やさしい配慮」)に向けた作為。そしてそこに見透されるのは、 長像の捏造(「業遠と道長との関係の細やかさ」「道長の部下に対す えられたと分かれば、 長の業遠への憐憫の情の深さを印象づける。 露わになるのは作為である。 けれどもそこに嘘が構 愛顧憐憫する道

たがって欲望への眼差しを読者に開く糸口としてある

語り(騙り)の欲望である。あえてする齟齬の踏襲はこの作為、

の視界を開く『宇治拾遺』はそうした歴史語りのあり方をメタ化し この欲望は道長賛嘆を志向する歴史語りのものだが、この欲望へ

五 おわりに

批評する位相にあるものであろう。

ズレーリ『文学の珍談集』(一七九一年)の次の一節を引いてその をおかしいものにして見せる方法」)を取り上げ、アイザック・ディ 様式」としてのバーレスク(「何かの原作の形だけをまねて、それ 鶴見俊輔氏はその漫画論の中で、パロディとは「いくらかちがう

起源を紹介している。

詩人の)おごそかなしらべをもじったり、茶化したりすること づいていた-吟遊詩人たちのすぐあとから、べつの一隊のさまよいびとがつ ホーマーの詩を口ずさみながら町から町へとさまよって行った ――それは道化師たちであって、(先に行った吟遊

によって見物人をよろこばせたのである。

また、 漫画家・富永一朗をバーレスク詩人とみなして、

次のよう

にも述べている。

考え方のわくをつくられるという側面は、ウォルター・リップ たちの一行もまた同じマスコミの一隅をかりて営業がなりたつ。 ひっくりかえしてうらの意味を明らかにするバーレスクの詩人 あとにくっついて歩いて、 レビを、ホメーロスの時代の吟遊詩人に見たてるならば、 切り型をとおして言い得ている場合もある。新聞やラジオやテ も相当程度まで新聞・ラジオの送り手とはちがう意見を同じ紋 その紋切り型の言葉を用いてしかも自分の意見を言わず、 マンの『世論』(一九二二年)このかた言われてきたものだが、 大衆が、新聞やラジオからおくりつけられる紋切り型の言葉で 前に行った人たちの言ったことを

「一寸した予備知識」を賦活しうる者に向けて依拠資料とは「ちが て行っているのはこのバーレスクであろう。 切り型の言葉」を用い、「舞台の前面」では まま踏襲しつつ、「舞台の前面からはにわかに見えぬ 『宇治拾遺』の編述主体が原話以来の『古事談』本文をほぼその 「自分の意見を言わず」、 道長称賛の物語の「紋 「糸」」を操っ

る」『宇治拾遺』。相手取っているのは藤原道長をめぐる「世論」=た人たちの言ったことをひっくりかえしてうらの意味を明らかにすう意見を同じ紋切り型をとおして言い得ている」、しかも「前に行っ

位相は、この「バーレスクの詩人」とも「道化師」とも称される人々をまねて」「おかしいものにして見せる」『宇治拾遺』の歴史批評のリアス」「オデュッセイア」同様の歴史語り。その「原作の形だけ"英雄詩』(『大鏡』世継の語り、『栄花物語』など)、すなわち「イー

注

のそれに相同する。

- るところから、本稿では「話」でなく「段」を用いた。
 諸本が『伊勢物語』等と同様に改行改段をもって話題の区切りとしてい蹊国文』第七号、一九七四年二月)。なお、話題番号について、『字治拾遺』
- 解脱寺―説(ミセケチ傍書「脱」伊達本)
- 召して一ナシ(古活字本・万治二年板本)
- 僧都向業遠之宅給、加持之間、死人忽蘇生、遺言要事等之後、又以閉眼〈割入道殿〈割書「御堂」〉被仰云、定有遺言事歟、不便事也トテ、召具観修業遠朝臣[傍記「右(左イ)衛門権佐高階敏忠男春宮亮丹波守]卒去之時、(3)『古事談』二五三段の本文は以下の通り。

『字治拾遺」冒頭に「これも今は昔」とあり、『古事談』に傍記があるほかは、

事談』)。

- (宇) 死る時―(古) 卒去之時
- 于)解脱寺の観修僧正を召して―(古)召具観修僧都于)ひをくべき事あらむかし―(古)定有遺言事歟
- (字)要事をいひて後―(古)遺言要事等之後(字)解脱寺の観修僧正を召して―(古)召具観修僧
- (4) 三木紀人·浅見和彦両氏校注『字治拾遺物語·古本説話集』(新日本古)
- 下道着水辺。[源] 頼光・[平] 維叙・[高階] 業遠等来。余人ゝ依誠不来。又依申金照着石蔵。定金照房。其寺甚美也。進膳。則立野極。乗馬。従(5) 『御堂関白記』寛弘四年(一〇〇七)八月一二日条「天晴。着宝塔。進膳。

入夜宿。」(□ 内は大日本古記録の傍記。以下同。)

- 卅日。丹波守業遠依病辞退。以尾張守[大江]匡衡遷任。」申文卅七枚。申文□枚撰上、則奏聞。依召参上御前。依仰任之。(裏書)申文卅七枚。申文□枚撰上、則奏聞。依召参上御前。依仰任之。(裏書)明]明自記』寛弘七年(一○一○)三月三○日条「依召参大内。承可(6)『御堂関白記』寛弘七年(一○一○)三月三○日条「依召参大内。承可
- 「高階業遠」項(斎藤熙子氏執筆)。(7)角田文衛氏監修『平安時代史事典』本編下(角川書店、一九九四年四月)
- (8)『栄花物語』巻第一五「そのたびの御悩み(稿者補、道長の病悩。『栄花物語』巻第七は長保三年〈一〇〇一〉のこととする)には、よき験者どものあ巻第七は長保三年〈一〇〇一〉のこととする)には、よき験者どものあ巻第七は長保三年〈一〇〇一〉のこととする)には、よき験者どものあき第七は長保三年〈一〇〇一〉のこととする)には、よき験者どものありしか。『栄花物語』
- 郎将藤道長陰語曰、我不得法力難受大拝、願師加意焉。修諾之。(中略)(9)『元亨釈書』巻第四・慧解三、「園城寺勧修」条。「初永延元年。羽林中

- 不満十年據鼎鉉。皆修之力也。
- 10 誦咒加持、 同。「(上略) 相国 (稿者補、 忽宛転騰躍。一座驚恠。(下略)」 道長) 語修曰、許多瓜子何為毒。 修
- 11 『御堂関白記』寛弘五年(一〇〇八)六月一三日条「有悩事、久不他行。 而長谷僧正 [観修] 重悩者。即馳向。]
- 12 顛倒衣裳被忿参。慶円即依生前之御語、 鐘啓白。慶円見其念珠、誦不動火界呪。未及百遍漸以蘇息。左相自直廬 此事相違、 招院源日、 院落飾入道。経日不予。慶円座主退下之間、已以崩御。帰参之後、入夜御所、 『続本朝往生伝』1「一条天皇」条。「寛弘八年之夏、 此恨綿々、可被請霊山釈迦、試仰仏力、 聖運有限、非力之所及、 但有生前之約、必可令唱最後念仏、 令唱念仏百余遍訖。其後登霞。」 定未遠遷御。院源打 依御遁位、 於一条
- 13 小林保治 · 增古和子両氏校注『字治拾遺物語』 (新編日本古典文学全集
- (4) 高橋貢 増古和子両氏訳注『宇治拾遺物語』上 二〇一八年三月)、本章段〈参考〉項末尾評。 (講談社学術文庫

50

小学館、一九九六年七月)、本章段頭注評。

- 15 注4前掲書、本章段脚注評
- 16 注7、同。「高倉殿」項(朧谷寿氏執筆)、参照
- 17 説話文学の会編『説話論集』第七集、清文堂、一九九七年一〇月)、改稿 して同『言述論』(笠間書院、二〇〇三年五月)など。 同。竹村信治氏「説話の言述―『宇治拾遺物語』から―」(説話と

とある。

- (18) 大津透・池田尚隆両氏編『藤原道長事典』(思文閣出版、二〇一七年九月) 高倉第」項(吉田幹生氏執筆)、参昭
- (20)『小右記』寛仁二年(一〇一八)一二月一七日条に「摂政 (19)『御堂関白記』寛弘五年(一○○八)二月条「三十日。 出居故業遠宅〈高倉〉者、即大殿(稿者補、 階]宅。」同三月条「四日。乙丑。従業遠宅還来。」 道長)領土御門家之東町。」 辛酉。 (稿者補 渡業遠 "頼通) 高

21

『御堂関白記』長和四年(一〇一五)閏六月条「廿六日。甲辰。

蔵人

- 宅 [高倉第] 由。] 彼] 御読経穢未到前、可被遷他所者。 尤可然。 令遷者。 仰可遷業遠 [高階] 理大夫 [通任] 家有死穢、東宮 [敦成親王] 彼花山院如同所也、 原〕親業来仰云、日来花山院有御読経、而従皇后宮[娍子]被申云、 イ
- (22) 注16、18の両事典は「転」を「買得」と解するが、『小右記』寛仁二 譲」とした。 業遠後家/帯、忽買」の割書が見える。「買」との異なりを有意として「委 (一〇一八) 一二月七日条には道長家法華八講の捧物「玉帯」について「故
- (23) 大野晋氏編『古典基礎語辞典』(角川学芸出版、二〇一一年一〇月) の 」項には、 示
- ①不都合である。具合が悪い。困ったことである。▽「[下家司ノ男ガ]『御 供に人もさぶらはざりけり、ふびんなるわざかな』とて」〈源氏・夕顔)(以 用例略)
- ②気の毒である。かわいそうである。▽「[紀伊守ガ] あやしく、やうのも 以下、 ること。昨日も「薫ノ様子ハ」いと、ふびんにはべりしかな」〈源氏・手習〉 のと [同ジョウニシテ]、かしこにてしも [大君・浮舟ハ] 亡せたまひけ 用例略
- (2)川端善明氏「『古事談』解説」(新日本古典文学大系41『古事談 指摘がある。 る。例えば先行がもつ誤りはおよそ正されることがないであろう。」との て第一に言わねばならぬことは、(中略) 先行に対するその無批判性であ 談』、岩波書店、二〇〇五年一一月)には「先行文献への顕兼の態度とし
- 25 注4前掲書、 本章段脚注評。

(26)第2期・現代漫画3『富永一朗集』(鶴見俊輔・佐藤忠男・北杜夫三氏編、(26)第2期・現代漫画3『富永一朗』(ちくま学芸文庫、二○一八年五月)3「バーレスクについて─宮永一朗」(26)第2期・現代漫画3『富永一朗集』(鶴見俊輔・佐藤忠男・北杜夫三氏編、

記を私に改めたところがある。章段数などもこれによる。
※本文引用依拠文献は以下の通り。但し、漢字は通行の字体に改め、一部表

・新日本古典文学大系(岩波書店)…『宇治拾遺物語』、『古事談』言る私に改めたところがある。 章段夢たともこれによる

日本思想大系(岩波書店)…『続本朝往生伝』、新編日本古典文学全集(小学館)…『栄花物語』

・ 増補史料大成 (臨川書店) … 『 左経記 』・ 大日本古記録 (岩波書店) … 『 小右記』、『 御堂関白記 』

•新訂增補国史大系(吉川弘文館)…『日本紀略』『元亨釈書』

• 説話研究会編『対校真言伝』(勉誠社、一九八八年九月)

―いなみ・しんご 広島大学大学院教育学研究科博士課程後期在学―